

奈良県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十二号

奈良県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

奈良県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年三月三十日から施行する。